

令和4年度 第2回 釧路管内地域いじめ問題等対策連絡協議会だより

発行：釧路管内地域いじめ問題等対策連絡協議会事務局（釧路教育局）

令和5年2月8日（水）、釧路管内におけるいじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対策の推進を図ることを目的に、学校や各関係機関等の代表者がWeb会議システムを通じて一堂に会し、令和4年度第2回釧路管内地域いじめ問題等対策連絡協議会を開催しました。

事務局（釧路教育局）から「全道及び管内の児童生徒の生徒指導上の諸課題」について説明した後、本年度の重点に係る取組の発表や本年度の重点を踏まえた取組の改善に係る協議等を行いました。

本協議会で話し合われた内容等について紹介します。



発表：いじめの未然防止に向けた児童生徒が主体的にいじめについて考える取組の充実のために

浜中町教育委員会 伊藤 善一 指導室長

- ・どさんこ☆浜中町子ども地区会議において、1校1運動の取組についての発表及び「Thanksシート」を活用した意見交流を行い、いじめ撲滅に向けて「明日からできること」をテーマに協議を実施した。
- ・どさんこ☆浜中町子ども地区会議を機に他校の取組のよさに触れたことにより、自校の取組をよりよく改善しようとする児童生徒の姿が見られた。

発表：援助希求的態度の育成に向けた自殺予防教育の充実について

厚岸町教育委員会 廣瀬 巧 指導室長

- ・太田中学校区で実施している「中1ギャップ問題未然防止事業」の中で、自殺予防教育プログラムを実践した。
- ・悩みを相談できる人間関係を構築することをねらいとして、保健体育及び学級活動の授業において、「心と身体のチェックリスト」の結果を基に生徒同士が対話やロールプレイを実施する交流を行った。
- ・スクールカウンセラーの協力を得て、相談内容により相談する相手について生徒同士が意見交流したことで、仲間と話しやすい雰囲気をつくることができた。

協議：本年度の重点を踏まえた取組の成果と課題について

- ・児童生徒がいじめの問題について主体的に考えたり、実践を発表したりする機会があり、取組が定着してきている。（小・中学校、特別支援学校）
- ・「ふれあい週間」として、生徒との面談の機会を設定することにより、日常的に教員が生徒の相談相手となるよう取り組んでいる。（高等学校）
- ・保護者がスマートフォン等を使用することにより、子どもが不適切な情報を入手したり、不適切な言葉を使ったりすることがあるため、そのことがいじめにつながらないように注意している。（幼稚園）
- ・保護者が気軽に相談できる体制づくりを推進している。（家庭支援センター、フリースクール）
- ・学校と保護者、児童生徒が「いじめはいけないことだ」という共通認識を強くもつことが大切である。（PTA）
- ・いじめ及び不登校の問題に係る個別の相談を受け付けている。（児童相談所）
- ・SNS等による児童ポルノ拡散事案については、状況が未確定であっても相談願う。（警察）

【北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員によるまとめ】

- 市立釧路総合病院 足立 憲昭 副院長
 - ・不登校の要因を踏まえた効果的な対応を実施するために、学校と保護者の関係が良好であることが大切である。
 - ・特にストレスに敏感な児童生徒に対し、一人一人の状況をよく理解した上で対応する必要がある。
- 荒井・久保田総合法律事務所 鍛冶 孝亮 弁護士
 - ・いじめの未然防止のために法教育を行うことにより、いじめが許されない理由等を学び、意識を高めることができる。
 - ・スクールロイヤー制度へ協力する過程で見えてきたこととして、学校と保護者のトラブルの要因に、不適切な初期対応があげられる。対応に当たっては、初期段階から相談してほしい。
- 北海道教育大学釧路校 室山 俊美 特任教授
 - ・生徒指導については、生徒指導提要に基づいて推進することが大切であることから、教員が生徒指導提要の内容について、協議を通して理解を深める校内研修等の場が必要である。
 - ・生徒指導においては、「組織化」と「意識化」が大切である。「組織化」については、問題が起きた時に適切に対応し機能する組織と、いじめなどの問題が起きないことを目指す平時に機能する組織が重要である。